

災害時における保育施設の対応基準について

1 対象となる施設

(1) 浸水害による発令の場合

発令対象地区内にある保育施設

(2) 土砂災害による発令の場合

「土砂災害警戒区域」に指定される区域内にある保育施設(鳥栖市洪水・土砂災害ハザードマップ参照)

2 災害時の警戒レベル(避難情報)について

警戒レベル(避難情報等)が発令、及び解除された場合の保育施設の対応の基準は次のとおりです。なお、判断基準としている「警戒レベル」等の避難情報は、鳥栖市が総合的に判断し、市のHP、緊急速報メール等によりお知らせするものです。鳥栖市以外が出す「警戒レベル3相当」等の気象情報等は休園の判断にはあたりません。

警戒レベルとは災害発生危険度と、取るべき行動を住民が直感的に理解するための情報です。

警戒レベル	各種発令等	住民に行動を促す情報	住民がとるべき行動
警戒レベル5	市町村が発令	緊急安全確保	命を守るための最善の行動
警戒レベル4		避難指示	危険な場所から全員避難
警戒レベル3		高齢者等避難	避難に時間を要する人は避難
警戒レベル2	気象庁が発表	洪水注意報、大雨注意報	避難行動の確認
警戒レベル1		早期注意情報	心構えを高める

【内閣府(防災担当)・消防庁より引用】

3 休園などの判断基準について

休園などの判断基準については以下のとおりです。

(1) 警戒レベル3(高齢者等避難)の発令について

時点	状況	保育所等の対応
午前6時時点	下記の全てを満たす場合 ・警戒レベル3が発令 ・天候悪化の予報 ・園長が園舎、道路、河川の状況を確認し、危険と判断	・当日は休園 ・保護者へ休園連絡
	・上記いずれかの場合及び園長が必要と判断	・保護者に家庭保育協力依頼
開園時間中	下記の全てを満たす場合 ・警戒レベル3が発令 ・天候悪化の予報 ・園長が園舎、道路、河川の状況を確認し、危険と判断	・保護者にお迎え依頼 ・園内待機又は避難が必要な場合、避難開始
	・上記いずれかの場合及び園長が必要と判断	・保護者にお迎え協力依頼 ・園内待機

(2) 警戒レベル4(避難指示)以上の発令について

時点	状況	保育所等の対応
午前6時時点	警戒レベル4以上が発令	・当日は休園 ・保護者へ休園連絡
午前6時から開園時刻まで	警戒レベル4以上が発令	・当日は休園 ・保護者へ休園連絡
	避難情報が解除	・原則開園。ただし状況により休園(開園時間は園の判断)
開園時間中	警戒レベル4以上が発令	・保護者に「安全を確保しつつ、できるだけ速やかな」お迎え依頼 ・園内待機又は避難が必要な場合、避難開始